

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年4月2日(2015.4.2)

【公表番号】特表2014-508146(P2014-508146A)

【公表日】平成26年4月3日(2014.4.3)

【年通号数】公開・登録公報2014-017

【出願番号】特願2013-552973(P2013-552973)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/137	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/18	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/10	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/137	
A 6 1 K	47/12	
A 6 1 K	47/14	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 K	47/18	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 P	17/00	1 0 1
A 6 1 P	31/10	

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月10日(2015.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

爪の真菌感染治療用の薬学的組成物であつてこの組成物は、5%を超える量で存在する抗真菌アリルアミン化合物と、有機酸またはそのエステルと、ジオールとおよび捕捉剤とから構成され、前記捕捉剤はアミノ酢酸であり、且つ本質的に水を含有しないことを特徴とする薬学的組成物。

【請求項2】

前記抗真菌アリルアミン化合物は、前記組成物に溶解している、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記有機酸は、乳酸である、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

前記有機酸またはそのエステルは、5%~25%の量で存在する、請求項1から3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

前記ジオールは、プロパンジオール、ブタンジオール、ペンタンジオール、およびヘキ

サンジオールからなる群より選択される、請求項 1 から 4 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 6】

前記ジオールは、50%を超える量で存在する、請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 7】

前記アリルアミン抗真菌化合物は、テルビナфинである、請求項 1 から 6 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 8】

前記アリルアミン抗真菌化合物は、5%～12%の量で存在する、請求項 1 から 7 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 9】

前記アリルアミン抗真菌化合物は、8%～11.5%の量で存在する、請求項 8 に記載の組成物。

【請求項 10】

前記アミノ酢酸は、エチレンジアミン四酢酸 (EDTA) である、請求項 1 から 9 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 11】

5%～25%の乳酸；プロパンジオール、ブタンジオール、ペンタンジオール、およびヘキサンジオールからなる群より選択される、50%を超えるジオール；5%～12%のテルビナфин；ならびに0.03%～1%のEDTAを含有する、請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 12】

約 67.5%～約 84% のプロパンジオール、8%～20% の乳酸、0.03%～0.1% の EDTA、および 8%～12% のテルビナфинを含有する、請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 13】

前記爪の真菌感染症治療の方法で使用するための請求項 1 から 12 のいずれか 1 項に記載の薬学的組成物。